

親族の喪が重複した場合について

末 水 高 康

【キーワード】喪礼、変除礼、礼記、服問篇、間伝篇

はじめに

礼の規定では、父母の喪は再期、伯叔父母や兄弟の喪は期、従父兄弟の喪でも大功の九月とされているから、一つの喪に服している間に他の喪に遭遇する可能性はけっして低くはない。だが、今本の『礼記』諸篇の内、比較的早い段階に成立し考えられる曲礼・檀卯の篇には、喪が重複した場合についての記述はほとんじ見えない。曲礼の上下篇にはそもそも喪の重複に関する規定は見えていないこと、檀卯の上下篇でも、親族の喪の重複について明確に言及してこるのは次の二条だけである。

有殯、聞遠兄弟之喪、哭于側室。無側室、哭于門内之右。同上8-21a^①)

殯の期間で、遠方の親族の喪の知らせを受けた場合は、(殯者に対する哭と区別するために)側室で哭する。側室が無い場合は、門内の右に哭する。回国の場合、駆け付けて死者に哭する。

親族という枠を外せば、同門の子張の死に際して、曾子が礼を犯して斎哀のまま甲問したヒヒカードを記した次の檀卯下篇9-7bの記載をさらに指摘できるものの、いの種のヒヒカードの一例に及んでいる^②。

子張死。曾子有母而哭^③、齊衰而往哭^④。或曰、齊衰不以弔。曾子曰、我弔也與哉。

子張が亡くなつた。曾子は母の喪に際しておつ、その斎哀服のまま赴いて子張に哭した。ある人が言つた、斎哀服を着て弔つものではない、

も弔問に行かね。

有殯、聞遠兄弟之喪、哭于側室。無側室、哭于門内之右。同國、則往哭之^⑤。(檀卯下篇9-6b)

と。曾子は言った、わたしは弔つたのだらうか、と。

以上の記載から、殯時であつても親族の喪には必ず奔ることと、親族でなければ殯時には近隣の喪であつても弔問しないこと、国内の親族と異なり、異国の親族で喪に奔ることがかなわない場合には、側室に哭し、側室が無ければ門内の右に哭することと、斎衰を服して弔問してはならないことが礼として規定されていたことを知るのであるが、もちろん、檀弓篇が成立した段階での喪の重複に対する規定がこれに尽きていたとすることはできない。とは言え、檀弓篇における喪が重複した場合への言及の少なさは、この篇が成立した段階ではまだ喪の重複に関する礼の規定が十分に整備されていなかつたことを感じさせよい。

上の規定だけでは、同居の者との喪中に他の喪に奔るに際してどちらに對する喪服を身に着けて行くかは明らかではないし、曾子のヒンソードに見える「斎衰以て弔せず」の規定にしても、これが斎衰での弔問もまた不可とするものであることはよ」として、大功以下の弔問についてはその弔問の可否を明確にするものではない。これが次に引く雑記下篇42-12bに至る。

三年之喪、雖功衰不弔、自諸侯達諸士。如有服、而將往哭之、則服其服而往。期之喪、十一月而練、十三月而祥、十五月而禫⁶、練則弔。既葬、大功弔。

三年の喪に服している間は（一年を過ぎて）功衰を身に着ける段になつても他人の弔問にいかないということのは、諸侯から十二月まで同

様である。もし親族の新たな喪があつて、赴いて死者に哭するに際しては、その新喪の服を着て赴くのだ。期の喪は、十一月に練祭、十三月に祥祭、十五月に禫祭となるが、練祭を終えれば他人の弔問に行く。葬儀が終われば、大功の場合は他人の弔問に行く。

この規定されることになる。三年の喪では、練後の「功衰」（＝大功の衰）を身に着ける段になつてもなお弔問を不可とし、（父在で母の為にする）期の喪では練後に、大功では葬後に弔問が可能になるとしている。また、喪中に別の親族の喪に奔る場合には、新喪の服を身に着けて行くことがここに明らかにされるようになるのである。

このよつた規定が檀弓篇成立の段階すでに存在していた可能性はなお考え得るもの、練後の服を「功衰」の語によつて表現するのは雑記篇と服問篇に限られており、練後の受服が「大功の衰」であることを暗示するのもこの「功衰」の語に限られる」とを考慮するならば、変除礼が整備されていくなかで、このよつた規定もまた次第に明確にされていったものと思つ。

ちなみに、三年の喪において練後も弔問しないことは、曾子問篇

19-3b に示す。

曾子問曰、三年之喪弔乎。孔子曰、三年之喪、練、不羣立、不行旅。君子禮以飾情、三年之喪而弔哭、不亦虛乎。

曾子が質問して言ひ、三年の喪に服している際には他人の弔問に行くもののか、と。孔子は答へて言ひ、三年の喪では、練祭を終えてか

人と群がり立つことはないし、人と連れ立つて行くこともない。

かの) 王で、新喪の服に改めて、哭位に服くのは、初日は哭位に即いた時の礼と同様のものとする。

君子は礼によつて心情を節るのであるから、三年の喪に服しながら甲問して死者に哭するのであれば（死んだ親に対しても）、甲問した死者に対する（虚禮を行つた）ことにはしないが、ど

と見えていて、それが虚禮となるが故に、ひとの理由が孔子の口を借りて説明されてくる。喪服が哀情に適つぐものであるなどは、回じく「功衰」を身に付けながら、三年の喪では甲問が許されず、期の喪ではそれが許される理由がよくわからぬのであるが、おもひく、三年の喪では喪があけるまで甲問に行つてはならないとする觀念が先にあつたのであらう。後に、甲問が可能となる時期が等差づけられるなかで、斂衰は練後に甲問が可能とされ、他方、練後の喪服を斂衰・斂衰とともに「功衰」とする方向で変除礼が整備もれていつたのであらう。そのため、三年の喪でも練後の「功衰」の段階であれば甲問に行つてやかまわないと云う疑問が生ずるに違ひないといふことになつて、それで曾子問篇の問答や、雜記篇の規定が生まれてこつたものと思ひ。

殯の期間中に遠兄弟の喪を聞いた場合についても、雜記下篇42-3aセ、¹⁷ 本論では、『礼記』諸篇に残された喪が重複した場合の規定、特に親族の喪が重複した場合の規定を分析して、そこに見えた喪礼に関する觀念の展開をたどることにする。そつてこのことを通じて、これらの規定を導いた者たちの思素の過程を明らかにするなどして、それらの規定を載せる諸篇の文獻としての成立の先後についても考察してみたい。

殯の期間に、外地の親族の喪の知らせを受けたならば、他室で哭す。禮。

（翌日以後は、まず殯宮に）入つて供え物を置き、それを終えて（殯宮

雜記篇等

さて、殯時の喪の重複が問題となるのであれば、殯（大斂）以前に親族の喪が重複した場合も同様に問題となり得るが、大斂以前に遠兄弟の喪を聞いた場合についての規定は『礼記』諸篇には見えていない。殯の期間が三月（士の場合⁹）で、その間に異居の親族の喪に接する可能性は十分考えられるのに対し、殯前の死後三日の間にそのような事態に陥る可能性はそもそも低いであろうし、同居の親族を殯するまではまずはその喪に集中すべきであると觀念されていたからであろう。

範囲で、先に亡くなつた者の（通常の）葬日から三歳を終えて祔祭するまでの間に、後に亡くなつた者の（通常の）葬日が当たる場合と考へれば、鄭注39「倘ば、併なり、回冦者しへは同日にして死するを謂ふなり」の如いにない。即ち、「回冦」と訓ひのは、雜記ト篇43-3aに「十世三冦にして葬り、是の冦や卒哭す」とありて、葬と卒哭（その翌日に祔祭する）が同冦に行われると思われるからであるが、土虞記の鄭注によれば葬日から祔祭まで七日を要するから¹²、前死者が月末に亡くなつた場合、死月がずれてこる可能性もあつて、同じ鄭注の後文では「仮令に父死、前冦に在りて、同冦葬れば」云々とも言われている。

問題とされてゐる。同居の親族が同時期に亡くなつた場合である。

父母之喪備先葬者不虞祔、待後事、其葬服斬衰。

父母の喪が重複した場合は、先に埋葬する者は露祭・祔祭を引き続いで行わず、後に埋葬される者の事を待ち、その葬儀に当たっては斬衰を身に着ける。

とある。父母のどちらが「先に葬る者」となるのかを記していないものの、「其の葬は斬衰を服す」とある」とから母が「先に葬る者」であることがわかる。葬時には成服以前の服にもどるのが通常であるが¹⁰、この場合は父に対する「斬衰」の服を着たままで母の葬儀を行うのである。

この条文でまず問題となるのは「父母の喪偕すれば」の「偕」の

「やうやく、喪服小記篇の上の條の手稿3bにせ
て、このように放つておいたことが本題にあり得るのであらうか。」

報葬者報虞、二月而後卒哭。

其奠也先重而後輕、禮也。自啓及葬不奠。行葬不哀次¹⁵

（二月を待たずに）早めに埋葬した場合には早めに虞祭を行い、二月の後にて卒哭する。

とあつて、期日を待たずに早めに葬儀を行つた場合には、虞祭もまたそれに合わせて早める」と言つており、葬儀と初虞が近接すべきであるとする觀えを示してゐる。この「偕」が、父母が同日に亡くなつた場合のみを眞つやのであるならば、「」のよつた問題は生じないものの、それなりに「」して、先に葬る者は虞せず」とせず、「」、「」に「」字が加えられているのかよくわからぬ。

同様に問題となるのは、「後事を待つ」の「後事」の範囲で、この父の葬儀が含まれるのは確かだとしても、その初虞以下の喪祭が「」まで含まるのかは明確ではない。「先に葬る者は虞祐せず」とあるから、「後事」の範囲も祐祭までとされてゐるようだが、そうであるならば、父母が同時に亡くなつた場合で、父の葬儀を終え、その三虞、祐祭を終えるまで、先に埋葬された母の御魂は七日間以上も無視され続けることになる。

この条文を記した者の頭の中では、「偕」や「後事」の範囲もきちんと考えられていたのであらうが、この条文の記述だけでは、それが第二節に伝わらない。それだけ、礼の規定として未成熟なのである。これが次の曾子問篇18-8aの問答になふと、より明確な規定がなされるようになら。

曾子問曰、並有喪如之何、何先何後。孔子曰、葬先輕而後重、

ある」とがわかる。葬日と初虞が大きく離れてしまつたことの問題は、¹⁴⁾「いじ」では一応回避されていると言つてよこであらう。¹⁵⁾

よつて一般的な形で喪の重複の問題を取り上げてみると、より一般的な原則を示す」とによつて喪の重複の問題に解答を「ハ」といふ点からしてや、いじの曾子問篇の問答が、先の喪服小記への規定よりも後出のものであるとは明らかである。

かが問題となる。より重い方の服を身に着けるのが原則であるが、この原則に従つと、父の祥祭時の服¹⁶⁾の方が、母に対する斎哀の服よりも軽くなつて、斎哀の服を身に着けて父の祥祭を行わなければならなくなる。そして、いじでは、父の祥祭時にはその服に着替えて祭事を行い、それが終われば母への喪服に戻ることが言われている。

父母の喪が重複した場合に¹⁷⁾、他に雜記ト篇の圖讀42-1a
「ハ」

有父之喪、如未沒喪而母死、其除父之喪也、服其除服、卒事反喪服。

父の喪に服つていて、その喪がまだ終わらなければ母が「ハ」ないたまゝ、父の喪を除く（祥祭）に際して、その喪を除く服を身に着けて（祥祭を行ふ）事が終われば（母の）喪服にもひい。

と見えてくる。上の場合と異なり、いじでは、父母の死日が離れていた場合が取り上げられており、母の喪に服しながら、父の喪をむけたまゝに除くのかが問題とされた。

父に対する三年の喪にしてや、「三日成服」以後、ずっと斎哀服を身に着けているわけではなく、三虞を終えて卒哭すれば、受くるに斎哀の服を以てするし、一周忌の練祭、一周忌の祥祭を経て、その服は次第に吉服へと近づいてくる。よつて、それぞれの喪のステージにおいて他の喪に遭遇した場合は、その服を身に着けるの

親族の喪が重複した場合について（末永）

唯諸父昆弟¹⁸⁾喪、如富父母¹⁹⁾喪、其除諸父昆弟²⁰⁾喪也、皆服其除喪之服、卒事反喪服。

唯だ諸父昆弟の喪に²¹⁾（やの除喪が）もし父母の喪中に当たれば、諸父昆弟の喪を除くの、いずれもその除喪の服を身に着け（て祥祭を行ふ）事が終われば（父母の）喪服にもひい。

ヒントは、「唯」と限定されてしまふが、これ以外の場合が、除喪の服に改めないのである。「諸父昆弟」の範囲と、「父母の喪に当たる」が具体的にどのような場合を指つかのか明確ではないが、鄭注¹⁸⁾は「即」と言ふは、期・大功の喪、或は終始眞な三年の中¹⁹⁾在り。小功・總麻は則ち除かず、殤の長・中は乃ち除く」と、「諸父昆弟」を（本服）大功以上の親に當り、「父母の喪に当たる」を

その大功以上の喪の期間がまるまる父母の喪の期間に含まれる場合かと推定している。鄭玄が「諸父昆弟」の範囲をこのように考えるのは、疏226が指摘するようにして、ト文で検討する服問篇の規定を意識しているからであるが、IJの雜記篇の条文を見る限りでは、文字通り「諸父」と「昆弟」のみが、せこせこ期の喪に限られるのである。『訓』の方は疏1b10が「重喪葬後の時」とするのが妥当かと思われるが、詳しことにさわからひな。IJのすぐ後文421aにせば、

如三年之喪、則既穎、其練祥皆同。

II年の喪（が三年の喪と重複したの）であれば、（後喪が受服の）穎を着けてこれば、その練祭・祥祭いすれも同様にする。

とあって、II年の喪が重複した場合には、「既に穎す」すなわち、後喪が葬後の受服を終えているば¹⁹、前喪の練祭をその服で行い得る」とが言われている。IJに見える「既に穎す」の限定は上の条には付けられていないから、あることは「重喪葬後の時」ではないのかとも知れない。

さて、この並べられた三つの条文を見ると、これが筋道立てて規定されてこらゆつてはじめて見えた。「諸父昆弟」であり父母の喪中にその除喪の服を着けられるのであれば、母の喪中に父の除喪の服を着けられるのは言つまでもないこととし、II番四の条に相当する文言があれば、最初の「有父之喪」の条は不要である。また、II番四の条がII番四を受けむやのであるならば、先行する「II年の喪」が後に「父母の喪」に当たった場合を言つてこらゆつてあるが、檀四篇に取られていてもおかしくないよつた一条である

で²⁰、であれば、先行する「父の喪」が後に「母の喪」と重複する場合も「ここに含まれる」とになり、IJの場合もやはり上の「有父之喪」の条は不要となる。にもかかわらずこの条が存在しているのは、これが一番最初に規定されたものであるからである。

父の喪が終わらなこつちに母が亡くなつたならば、父の祥祭の服はどうなるのかを問題として、それに對して「其の除喪の服を服す」と規定したのが最初の条、これが規定された後で、他の喪が父の喪と重複した場合を問題として規定されたのがII番四の条、この場合に期の喪が除喪の服を服することができるのであれば、期の喪の除喪の期に相当するII年の喪の練祭はどうなるのかと問つて、それもその服で行えるとしたのがII番四の条であったものと思つ。

II番四とII番四の条は同時に規定されたものであるのかも知れないが、最初のものは後二者に對して先行してこたはずである。ちなみに、この最初の条と重複する内容を持つ子游言が同じく雜記下篇428bに取られていて、

子游曰、既祥、雖不當縞者、必縗、然後反服。

子游は言つて、既に祥祭を終えれば（縞冠を着けるものであるが）（他の喪と重複してて、その喪との関係から言えれば）縞冠を着けるべきではない場合でも、必ず縞冠を着けて（その除服を示し）、その後に（他の喪の）喪服にむどいのだ。

とある。檀四篇に取られていてもおかしくないよつた一条であるが、檀四篇の編者が取つてほしたものか、檀四篇成立の後に虚構さ

れたものであるのかわからぬ。」²¹それが子孫その人の葬業でなかつたとしても、相続に亘つて相承をなべるものであるならば、上の最初の祭りの喪承のやうで、関連する礼の成文化を図つたものではない。²²

親族の喪が重複した場合について（末永）

もし、上の雜記篇の数祭は、親族の喪が重複した場合の、その喪祭の服を問題としたものであるが、父母の喪祭の直前に親族の喪に遭遇した場合につけ、回じて雜記ト篇42a 11、

父母ノ喪將祭。臣既死、既殯而祭。如回廟。既雖臣葬、葬而

臣祭。祭、士人之升降散等、執事者亦散等、雖廩附亦然。

父母の喪中で喪祭を行おうとした時に、昆弟が亡くなつたが、その殯を終えてから祭る。回廟の場所は（上へなつたのが）臣葬であつても、その埋葬を終えてから祭る。その祭りに際しては、喪主は階を升降するのに散等（階段で足をもみあげて升降）²³、祭りを助け行つ着もまた散等、廩祭・袞祭であつても同様とする。

と見えてくる。この規定の内、回廟の場合に死者が臣葬であつても

葬後まだ大小祥の喪祭を延期するに至つては、疏4b6が掲載するよりは、喪服伝33-aの「既亡に死する者有りせば、既かたが為し」²⁴月、祭を擧げよ」と一致する。やいだ齋4b2せ、
即抑回廟、則是昆弟異窓也。古者既死弟異窓回廟、有東廟、有西廟、有南廟、有北廟。有父母之喪、當在殯廟、而在異窓者、疾病或歸者。

（トメド）「却し回廟なれば、ムニヒトニケルのどおむかへ、（一）回廟の）兄弟は異窓の者を指す。昔は兄弟は住居を異にするも財産を共有し、東廟、西廟、南廟、北廟に（分かれて住んで）いた。父母の喪があれば（兄弟は父母の）殯廟にこなはず、異窓にこなす者とは、疾病または（近用や一時的の）廟（元）帰つてこぬ者である。

と注するにとになる。ただ、雜記篇の条文を見ると、この「既兄弟」についての規定は、通常の場合につけられたものはないが、鄭注が訓むる「既」もいわば特殊な場合に限りれるとは思われない。鄭注は喪服伝の「既亡」を純粹に場所として取つてゐるが²⁵、この条文を詮したものは「既亡に死する者有り」を「平生既亡に起題する者が亡くなつた場合」と取つてゐるのである。回じて子として父母の殯廟で喪に服する「既兄弟」や、彼が亡くなればその殯は平生起題していた「既兄弟」や、其の死するに際しては、「既し回廟なれば」には最初から「既兄弟」立候あれていいなかつたものと解り。

この条文で「散等」を唱つのも、新喪に対する配慮からの通説の一樣の祭りは異にすべきだとする觀念が導いたものであるが、洪田やれるのは『儀礼』が用いる「栗階」の語を用ひ、これが「散等」と表現してゐる形である。「栗階」は『儀礼』の禮記篇15-23a（1か所）、禮記21-5b、8b、公食大夫礼25-6a、14bの計六か所につか用べる、「散等」も雜記篇のこの部分にしか見えないから、詳しこそとはわからぬことの、回じ事柄でも凶礼の場合には言ふ回しを変へぬべきだといふ觀念がやけに存在していたのか知れない²⁶。

IJの「散等」が新喪に対する配慮であるならば、末句の「虞附と雖も亦た然り」も同様のはずで、虞祭、祔祭の場合には、新喪によつてそれを延期することはしないが²⁵、新喪に配慮して同じく「散等」することを言つたものと思ひ。疏419は「昆弟の虞附するに至りて父母の一祥の祭を行ふ」と、IJの「虞附」を新喪のそれとするが従い難い。

さて、IJJまで喪服小記・雜記の両篇を中心にして、喪の重複に関するいくつかの条文を検討してきたのであるが、いずれも喪の重複をさまざまに場合分けて体系的に規定されたものとは言い難い。この両篇が体系的な著作ではなく、喪礼に関する各種の記載を雑集したものであることを考慮しても、上記の条文の背後に体系化された規定の存在を仮定するのは困難である。唯一の例外と言えるのは、雜記下篇42.12bの「三年の喪、功衰すと雖も弔せず」から始まる一条であるが、今本のIJの一条は大きく混乱している。上に引いた末尾の三句以下の部分を引いておこな。

(期之喪) 練則弔。既葬、大功弔、哭而退、不聽事焉。期之喪未葬、弔於鄉人、哭而退、不聽事焉。功衰弔、待事、不執事。小功總、執事、不與於禮。

(父在で母の為にする期の喪に服する者は) 練祭を終えてから他者の弔問に出かける。すでに埋葬を終えてから、大功の喪に服する者は他者の弔問に出かけるが、(弔問に際しては) 哭すれば退き、(襲・斂等

の)事を待たない。(祭主のいない姑姊妹に対する)期の喪では、埋葬以前に同郷の人の弔問に出かけるが、(その場合も)哭すれば退き、(襲・斂等の)事を待たない。(祭主のいない姑姊妹に対する期の喪では、埋葬後に功衰を着けるが)功衰を着けてから弔問に行つた場合は、(襲・斂等の)事は待つが、その事において助け役をする」とはない。小功・總麻の場合は、助け役はするが、(饋奠の)礼には「らない。

かりに鄭注に従つた場合の訳を引いておいたが、IJのままで解釈するのであれば、無理してこのようにでも解釈するしかない。思うに、IJの部分は次の二つの系列の文章が入り混じつて現在の形になつてしまつたのである。

三年之喪、雖功衰不弔。期之喪、練則弔。大功、既葬弔。小功總、未葬弔。

三年の喪は、功衰を着ける段になつても弔問しない。期の喪は、練祭を終えれば弔問する。大功は、既に埋葬すれば弔問する。小功・總麻は、埋葬以前でも弔問する。

期之喪、弔於鄉人、哭而退、不聽事焉。大功弔、待事、不執事。小功總、執事、不與於禮。

期の喪は、同郷人を弔問するが、哭して退き、事を待たない。大功で弔問すれば、事は待つが、助け役はしない。小功・總麻は、助け役はするが、礼には「らない。

は喪中のどの段階で弔問が可能になるかの規定、は弔問した場

「如」の事を行ふかの規定で、かつてのよつての規定であつたとすれば、十分に整理された規定であるとする事ができる。この規定の妥当性は置くとして、親族の喪が重複した場合について、ある程度整理された記述が残されるようになるのは、服問・間伝の両篇に至つてからである。

一 服問篇と間伝篇

まず、服問篇57-1bの記述から見てみたい。

三年之喪既練矣、有期之喪既葬矣、則帶其故葛帶、經期之經、服其功衰。有大功之喪、亦如之。小功無變也。

三年の喪で既に練祭した後に、期の喪があつて既に埋葬を終えたならば、その故の葛帶を腰に着け、期の葛経を首に着け、その功衰を着ける。大功の喪があつた場合も、同じようにする。小功では変じない。

三年の喪が練祭を終えた後に期以下の喪に遭つた場合の首経・帶経・衰について記したものである。11Jに関連する变除は、次のよつた形となつてゐる。

「 $\alpha * \circ$ 」の「 α 」は「 o 」で「*」は累乗を意味し、斬衰苴経の太さを「1」とした場合の太さを示す。具体的な数値にはあまり意味がないので、「*」後の数字が大きくなるほど細くなることが理解されればそれでよい。礼経に明文がないものもあるが、1Jの形を前提として、服問篇の1Jの部分は記されているはずである。

三年の喪も練後になると、男子は首経を解き、女子は帶経を解く。上の条文は男子について書かれているので、この練後に期の喪（葬後）に遭つた場合、帶経はそのまま、首には新喪の首経を付けることされている。帶経がそのままであるのは、新喪のそれと変化がないからで、新喪の首経を着けるのは、練後に首経がないからである。両者はともに、「よつ重い服を着ける」という原則に沿つてゐる。衰を「功衰」とするのも同じ原則によるものであろう。注疏は具体的な升数を入れた議論をしているが、服問篇の1Jの規定を記したもののがそこまで考へていたのかはわからない。女子の場合は記されていないものの、同様に考えれば、疏5a2が言つてゐる、首経はそのまま、腰には新喪の帶経を着けることになつて。

新喪が大功の場合には「亦たえの如し」が具体的に何を意味するのかが問題となる。鄭注1b7は「亦た反つて其の故の葛帶を服し、経は期の経なるは、差の宜しきなり」と、期の喪と同じく、三年の喪の練後の葛帶、期の葛経を着けること、疏5a2せ1Jの「差の宜しき」を説明して、「首経 $\times 0.8 =$ 帶経」の関係を保つためであるとする。これはこれまで筋が通つた説明であると思われるのだが、期の喪の部

分の「経は期の經」は、新喪の首經を着けぬ」とを具体的に言つただけの可能性もある。それと並んで、「亦た之の如し」は、帶經は三年の喪の練後の葛經、首經は大功の葛經を着けぬ」といになる。男子の場合、練後は首經を解くのであるから、葛經を首に着けるのはあくまで新喪のためである。であるならば、この大功の葛經を期の葛經に格上げする道理はない。また、練後はそもそも首經を解いてしまるのであるから、「首經 × 0.8 = 帯經」の関係はその段階で無化されてくる。それを、大功の喪が重複した場合にだけ復活させるとこそのも奇妙であろう。「亦た之の如し」は、大功の首經を着けぬ」とと解すべきものと思ひ²⁶。このように解するのであれば、同じで適用されてくる原則は「より重い服を着けぬ」のみとなる。

新喪が小功の場合は、大功以上とは差を設けて、もはや小功の新喪の為に服を変じることはないとしている。大功・小功の間に線引きをして、大功以上は「親」、小功以下は「疏」とする觀念は「」に明瞭である。

上に続く服問篇の規定は、

麻之有本者、繼三年之葛。

麻經で（麻の）本（=根）が付いたままのものは、三年の葛と付け替える。

である。鄭注1b10は「本有るは、大功以上を謂ふなり。小功以下は、澆麻にして本を断つ」と注しており、この理解で正しこと思わ

れるのであるが、実は『儀礼』の喪服經では小功33-1a やもた大功31-16a に回して「牡麻經」と記されていて、両者の經に区別は設けられていない。「澆麻」は喪服經32-9a の小功殮に「澆麻帶經」と初出づ。喪服小記篇33-14b がこれに補記して「下殮の小功の帶は、澆麻にして本を絶たず」とその「本」の有無を問題としていて、大功・小功の麻經を「本」の有無で差別化していくのは、喪服經よりも後展開に属する。この服問篇の規定もまた、この段階に属するのである。

この一文が「」に置かれてくるのは、上の「小功は恋やぬ無し」を説明するためであつたからと思われるが、この条文自体は、後喪の麻經について規定したものであつ、三年の喪の練後の葛經と、後喪の麻經が重複した場合には、大功以上であれば後喪の麻經に変え、小功以下であれば葛經のままであることを示してくる。小功以下においては、この麻經ですら三年の葛經を変えないのであるから、その葛經についてはなおむりである、この「」となる。

この条に導かれる形で、服問篇は「では、練後に小功以下の喪に遇した場合、その麻經を着けぬことは全くな」のか」と問つて、既練遇麻斷本者、於免經之、既免去經、每可以經必經、既經則

去々。

既に練祭した後に麻經の本を断つ者（= 大功以上の喪）に遭遇した場合は、免を着ける時に経も着け、免を着ける時が終われば経も取り去る。経を着けるべき時には必ず経を着け、経を着ける時が終われば

れを取り去る。

と繰り返して、「これが一時に一人の手に二つ以上使められた規定であるのか否かは不明であるものの、鄭注2a3が注する所には「免に經せらる無く、經に免せらる有り」であるなどと、後半の規定が是半の規定も包み込むことになり、前半の規定は不要である。おもひく、喪冠を解いて免する場面をまず想起して、その場合の經の有無を問つたのである。そしてこの場合には經を着けると判断した後に、免せずに經する場合が存在する」と思つて、後半の規定を付け加えたものと思われる。

小斂後に「衆主人」が「免」かつ「經」あることせ、士喪礼36-13a/14bに明文がある。陪殯以後虞祭に至るまで「免」あることは、既夕礼・士虞礼の記載からつかうし得る。しかし、士喪禮等には「免せずに經する」場面の存在を想起せらるむ。この記述は全く誤りでない。『礼記』諸篇に准のと、雜記上篇41-14b「小斂の環經せ、公大夫士一なり」、喪大記篇45-5b「相將に大斂せよとす」子は弁經す」の所によると「免せずに經わぬ」場面が小斂・大斂時と同じく語られるものとなるのだが、この場面で小功以下の者も「經」あるいは「免せずに經わぬ」のか定かではない。喪服小記篇33-16b「既・小功せ、虞卒哭にせ、則ち免す」とありて、鄭注16b8が「則ち免す」と訓せば、則ち既に殯して（殯を）既くに先んずるの間、事有りと雖も免せぬ」と解する所いは、これが「事有るも免せぬ」の存在を知曉する所であれば、ソリシモハヤく小功

以下の所につけ、「免せずに經す」場面を見出さる所となつ。このうちの場面が見出されてしまひて、上の条文の一つの規定が生み出されてしまうわけであるから、この喪冠篇の規定が、『礼記』諸篇の中でもかなり遅い段階に属するものであることが、ソリカム知られる所。

喪冠篇せらるゝ繰り返す。

小功不昜喪之練冠、如免則經其總小功之經、因其初葛帶。總之麻不變小功之葛、小功之麻不變大功之葛、以有本焉稅。

小功の喪に際しては（三年の）喪の練冠を変えないが、免する際にはその總麻・小功の經を着け（免する時が終われば）当初着けていた葛帶にむじる。總麻の麻經は小功の葛經を廢しないし、小功の麻經は大功の葛經を廢しない。（麻の）本の有る（經の）場合に變わるもの。前半は内緒的にせ、上の「小功は廢する無し」と「免に於てこれを經す」を繰り返して「ぬ」と讀むれない。上で「其故葛帶」と訓じ、ソリに「其初葛帶」と訓むことにして、疏6a5せ、新たに期の喪に遇つた場合にせ、初喪の時に期の麻を付け、既葬の後に故の三年の喪の葛帶に改める所におし、小功以下では、初喪の時にセ、小功以下の麻に改めない」とか、初と同じ三年の葛帶であることを示す所である。「故」「初」にせ、あることはそのもつた意識が反映されているのかも知れない。

後半の規定は、喪の重複の範囲を三年の喪の練後における重複か八年の上位にて、總麻の麻は小功以上の葛、小功の麻は大功以上の

葛につこしや、それを変えなことつて、変えるのせあくまでも「有本」の麻に限るといふこと。

鄭注2a⁷が指摘す「有本」は、大功（以上）の麻であれば葛に替へるといふことせば、雜記上編41-1a¹⁴が

有三年之練冠、則以大功之麻易之、唯杖屨不易。

三年の練冠を着ける段（になつて大功の喪に遭遇した場合）には、大功の麻経に着け易えぬ。唯だ杖と屨は易えな。

しあわ。111に麻の「本」の有無が語られていないのを難へれば、先に111の雜記上のよつた大功以上の麻は葛に替へ、小功以下の麻は葛に変えなこと、この規定があつたのであらう。後に「なぜ」や「すむのか」が問われて、やむもむせ回づく「牡麻経」しかねていたものが差別化され、前者は「有本」、後者は「無本」しかねていたものかと想へ。

なお、111の「雖だ杖屨のみ易くよ」の「雖」を厳格に取れば、鄭注1a⁶が訓のものい「其の余は雖な易らぬを訓ふなり」となつて、その衰もまた変わることになる。となると、三年の練後の「功衰」ど、大功の衰との関係が問題となつて、雜記疏1a⁷がこれに関する議論しているが、雜記篇の111の條を記したもののが衰につけてあるが、

喪成人者

其文縷

喪未成人者

其文不縷

故殤之經不繆垂

えてこたのかはわからない。

111の服問篇の喪の重複に関する規定は、殤者に関する次の条文で締めくくられてくる。

殤長中、變三年之葛、終殤之月義、而反三年之葛、是非重麻、

既其無卒哭又稅。下殤則稅。

長殤・中殤（の麻経）は、三年の葛経と取り易えて、殤の（喪に服する）日数を終えてから、三年の葛経に曳くが、これは（殤者の）麻経を重んじるところわけではなく、（殤者の場合は）卒哭後の服の着け変えがないからだ。下殤の場合は三年の葛経と取り易えない。

上文の「麻の本有の者せば、三年の葛を変ず」せ111にも係つてこのであらうか、111は本服が大功以上の殤者についての規定となる。大功殤は長殤²⁷が九月、中殤が七月（喪服經31-15b）、小功殤は五月（同329a）がその「月算」であるから、111の「月算」まで麻経を着けるとなると、成人が三月で葛に替へるよりも長い期間にわたつて麻経を着けねじとしなる。ナリド、その理由を、「是れ麻を重ねずには非ず、其の卒哭の稅（=脱）無きが為めなり」と説明するのである。ただし、殤者に卒哭後の受服がなことと示す資料は他に見えず、111の規定が何に由来するのは不明である。喪服伝（大功殤章）31-14aでは、殤者の腰経につこせ「三月」垂れたるを絞る（既夕記41-3b）をつなじとを説明して、

成人の喪に服するときは、その文節を垂くわゆが、未成年の喪に服するときは、その文節を縛くしな。だから殤者の腰経は垂らした腰を縛わぬが、これはまだ成人していなことを示すのでもあ。

111の「未成年の喪に服するときは、その文節を縛くわゆが、未成年の喪に服するときは、その文節を縛くしな。だから殤者の腰経は垂らした腰を縛わぬが、これはまだ成人していなことを示すのでもあ。

縛にせよ」 いふて、殤者の経は卒哭後も葛に改めないと規定した者かいたのである。成人への喪よりも殤者への喪の方が麻経を着ける期間を長くしてしまつこの規定が、条理にかなつたものといえるかどうか大いに疑問であるが、この服問篇の条文を定めたものはそれをそのまま受け入れて、殤者についてはその喪を終へぬまでも麻経を解かないとしてゐるのである。

この末尾の「下殤は則ち否せよ」は、上記示した喪服小記篇33-14bの「下殤の小功の帶は、済麻にして本を絶たず」と略いかに矛盾する。「下殤小功」は本服が期の者であるが、その麻の経帶が「本を絶たず」であれば、この服問篇の考え方によれば「三年の縛」を変じ得ぬことになる。この考えてであらば、鄭玄註210世問篇のこの殤者に対する規定を「大功の親の殤たりて縛・小功に在る者を謂ふなり」と本服大功の者に限定してしまひのである。ただし、この服問篇の書き方を見る限り、これを記した者が、この「殤長中」を本服大功のみに限定したとは思われない²⁸。この者はいまだ上司の喪服小記篇の規定を知らなかつたのであらば。

この服問篇の条文では明記されていないものの、この部分の口ジックからすれば、「殤長中」の麻経はみな「有本」でなければならぬ。ただ、そのすると小功・總麻に服する殤者の麻経もまた「有本」になつてしまつ。一方で、「下殤は則ち否せよ」であれば、本服が期である下殤は、本服が大功である中殤よりも軽い扱いを受けることになつて情理に似わない。この考えて本服が期の「下殤小

功」の麻経は「有本（=不絶本）」で、三年の縛を絶たないことができるとしたのが、上の喪服小記篇の規定であるよりは間違である。この喪服小記篇の規定を導くロジックに従えば、本服が期の殤喪の「麻経はみな「有本」ではない」、服問篇の「殤長中」も鄭玄説とは反対に本服が期の者に限定されるとなる。であれば、大功殤は「有本」で、小功殤は本服が期の者に限つて「有本」で他は「無本」となつて、この方が情理に適つてゐるのではないかと思つ。

この殤者の喪が重複した場合の議論を、鄭玄は間伝篇最末尾の規定の解釈に持ち込んでいくのであるが、話の順序として、間伝篇で喪の重複について纏つて書かれた部分を最初から順に見ていかなければならぬ。

間伝篇は三段階の過程を経て記されたとみなされ²⁹、その最後の段階で付加された篇末の部分で親族の喪が重複した場合について専論している。この部分は形の上でせ、直前の文章57-11a'

期而小祥、練冠、縁、要經不除。男子除乎首、婦人除乎帶。男子何爲除乎首也、婦人何爲除乎帶也。男子重首、婦人重帶。除服者先重者、易服者易輕者。又期而大祥、素縞麻衣。中疋而禪、禪而纖、無所不佩。

死後一年で小祥祭をするにせよの縁起の練冠で、要經は除かない。

男子は首經を除き、婦人は帶經を除く。男子は重首して首經を除き、婦人は重首して帶經を除くのか。男子は首を重んじ、婦人は帶を重ん

じる。喪服を除くのには重い者を先にし、喪服を（軽い者に）易えるのには軽い者から易えるのだ。ついで一年で大祥祭をするには、素の縞冠に麻衣を着ける。月をへだてて禫祭をして、禫祭をして纖の冠を着け、飾りの類で佩がないものはなくなる。

に見える「服を易ふるには軽き者を易ふ」を吸けて、「服を易ふるは、何為れぞ軽き者を易ふる」と議論を開始していく。ただ、いにじせ（意図的にではあらうが）議論のすり替えが生じている。

上に引いた部分は喪服の変除について記したもので、小祥と大祥とに挟まれた部分は、直接的には小祥後に男子は首経を、女子は腰経を除くことを問題としたものであるが、葬後の受服の際に男子は腰経を、女子は首経を麻から葛に易えることについてもあわせて論じている。男子は首を、女子は腰（帯）を重んじ、服を易える場合には軽いものか、服を除く場合には重いものかと、いつ原則に従つかい、そつなると説明するわけである。

葬後の受服を記し、士虞記43-9aの「丈夫は経帶を廟門の外に説く」は、通常、儒傳通を紋

＊＊ 翠「收曇 精

の如き子の場、論論×愈部ぬ。から遷、葬鼓、廢、鑄受

仗獸耜

逢呴森凜 - 仗贊仗介

麻、腰絆が斬衰練後の葛、女子はその逆となるから、いざれも「麻」「葛」が一身上に「重なる」とになる。

その次は、

齊衰之喪、既虞卒哭、遭大功之喪、麻葛兼服之。

齊衰の喪が、既に虞・卒哭を終えて（受服した後に）、大功の喪に遭つた場合は、麻と葛とを兼ねて服することになる。

であり、下文を参照すれば、「重き者」には齊衰の葛絆、「軽き者」には大功の麻絆を付けることを言つよつて、麻・葛が一身上に重なることは上と同じであるが、この場合は、「重き者」における齊衰の葛が大功の麻を兼ね、「軽き者」における大功の麻が齊衰の葛を兼ねるとして、「麻葛兼ねて之に服す」と言つたものであろう。

そして、間伝篇は次の文章で締めくられることがある。

斬衰之葛與齊衰之麻同、齊衰之葛與大功之麻同、大功之葛與小功之麻同、小功之葛與總之麻同、麻同則兼服之、兼服之、服重者則易輕者也。

斬衰の葛絆（の太さ）は齊衰の麻絆と同じ、齊衰の葛絆（の太さ）は大功の麻絆と同じ、大功の葛絆（の太さ）は小功の麻絆と同じ、小功の葛絆（の太さ）は總麻の麻絆と同じで、麻絆（の太さ）が同じであれば（上位の葛絆を）兼ねる形で麻絆を服するのだ。この兼ねて服するにおいては、重い者に（前喪の経を）服すれば、軽い者を（後喪の経に）易えるのである。

一つ上の等級の喪の受服の葛絆と、一つ下の等級の成服の麻絆の太

さが同じである」とを言つて、新喪の同じ太さの麻絆は、前喪の同じ太さの葛絆を「兼ねる」とを言つてゐる。上文「麻葛兼ねて之に服す」とあるから、「麻同じければ則ち」の「麻」字は無い方がよいように思われるが、あるいは「斬衰の葛」は「齊衰の麻」を「兼ねる」ことがないから（このでは斬衰男子の受服で首絆は変じないものとして）「麻」に限定しているのかも知れない。末尾の「兼ねて之に服するは、重き者に服すれば、則ち軽き者を易ふ」は³²、以上の議論全体の原則を示しておあり、前喪の受服後にランクが一つ下の後喪に遇えば、「重き者」（男子は首、女子は腰）に前喪の受服の経を着け、「軽き者」（男子は腰、女子は首）は後喪の成服の経に易え、この場合にのみ「兼ねる」と言つことができるることを言つ。こので「重き者に服す」と「軽き者を易ふ」を「則」字で結んでいるのは、「重き者に（前喪の服を）服」さない場合、すなはち、斬衰の練後において「重き者」に後喪の成服の黒縪ら莫瑠ちら荔芮蠅辯文は翻の練僕這お含蓄水輩服この蟻鈎口ブ斬の易き言田穀るる叙結

よりな原則がよひやく語られたいにしなむのである。

ただし、IJの部分で「大功の葛は小功の麻と同じ、小功の葛は総の麻と同じ」とし小功以下の麻經が上位の葛經を兼ねるとするのば、上の服問篇の「總の麻は小功の葛を変せず、小功の麻は大功の葛を変せず」と明らかに矛盾してくる。前者は小功・總麻の麻が一つ上の葛に変わることを言へ、後者は「れが変わらない」とを言つかいである。それを意識したものか、IJの最後の部分との重複文を載せる喪服小記篇33-2bは「斬衰の葛は齊衰の麻と同じ」、斉衰の葛は大功の麻と同じ」の一一句しか記してこない。麻經の「有本」を葛經との交代の条件と與える喪服小記篇の篇者としてせ、IJのトの一一句を付け加えることができないものである。例によつて鄭玄15b9は両者を調停しようのところ。

小功以下、則於上臨無易焉。此言大功之葛與小功之麻同、小功之葛與總之麻同、上屬大功之殤長中而止。

小功以下ば、上位の喪に対し（その經を）易えることがない。IJなど「大功の葛は小功の麻と同じ、小功の葛は總の麻と同じ」と言つてゐるば、上籠の大功の長殤・中殤（小功・總麻でありながら上位の喪の經と易えるとする）の為に言つたものだ。

ヒ講ひつて云ふ。上で見た服問篇の殤者の例が存在するから、「大功

の葛は小功の麻と同じ、小功の葛は總の麻と同じ」とあるのだ、と

すらのであるが、間伝篇の文章を見る限り、IJの一一句を特別視するIJはさせでない。服問篇の作者と間伝篇のIJの部分の作者としてはそ

れやも考え方が違つてこぬのである。

両者の考えを分けるのは、麻の「本」の有無に注目するか否かにあり、間伝篇は麻の「本」の有無については全く言及してない。IJの二つの可能性が考え得る。ひとつは、麻の「本」の有無に注目する服問篇のような議論が先にあり、IJの議論を削除する形でより簡明な原則を打ち立てたのが間伝篇である可能性、ひとつは、間伝篇の議論を基礎にして、それに麻の「本」の有無に注目した議論を持ち込んで間伝篇の説に修正を加えたのが服問篇である可能性、もうひとつは、両者が互に接点を持つこと無くそれぞれ独自に議論を開いた篇である可能性である。現時点での論者は「一番田の可能性が高いのではないかと感じているが、上記の議論だけでIJの可能性に絞り込むことはできない。服問篇と間伝篇の成立の先後や雑記篇・喪服小記篇等に見える関連する記述の先後の問題についてば、親族の喪が重複した場合の議論だけではなく、よりひらく喪礼に関する議論の展開の全体を見渡した上で、より精確な判断を下していくべきものであろう。ともあれ、『禮記』に見える親族の喪が重複した場合にこの品述につくれば、以上で一通りの検討を終えたことになる。

おわりに

喪が重複するのは親族の喪だけではない。「君」に対して斬衰三年に服するのをはじめとして、君臣関係を中心とした非血縁の喪が重

複することもある。この場合の議論も曾晳子問篇を中心にして少なからぬ議論がなされている。この議論においては、親族の喪が重複した場合には問われていらない二つの要素がさらに付け加わつてくる。ひとつは、親族関係と君臣関係をどのように調和させていくかであり、ひとつは、身分の違いによる礼、特に大夫以上の礼をどのように構成していくか、である。特に後者については、喪大記篇を中心として『礼記』諸篇に散見する大夫以上の喪礼についての記述との関係を念頭に置きつつ、その分析を行っていく必要がある。

また五等の服には含まれないものの、弔問すべき間柄の喪も含めれば、より広い範囲での喪の重複が問題となつてくる。本論においては、親族の喪が重複した場合と同じ部分で議論されているものに限つて、弔問に関する記述をあわせ検討したが、そこでは喪の等級や喪の段階の関係で弔問が許可される条件が議論されていた。喪の等級や喪の段階に応じて禁じられる事柄、許される事柄を議論するのは広い意味での変除礼の議論に属し、弔問の可否についてもこの廣義の変除礼の枠組みのなかで論じられている。喪の重複の議論福互違齋の禁の筋Wと同様福互齋鉢に

- 場合の規定が記されたところによれば、喪兄弟の葬につけたのは、前喪の殯を除く以前の期間中に後殯に奔るのが難しい場合が少なくなつたと照われる。その場合の哭位を示したのが後者で、ただ、国内であれば必ず喪に奔るべき」と求めたのが「国⁵を回⁶ぐすれせ 則⁷…」の規定であったと照われる。
- 檀⁸「上殯6-19b「魯婦人之葬⁹」も、自敗於臺船始也」や、親族の喪と弔問が重複したとかい生じた非礼についての記事と並べるが、喪が重複した場合の礼上記事の主眼が置かれてこなわけではなく。
- 『蟻¹⁰』以下¹¹の十八所¹²は「三年之喪」の上にあつ。鄭注12b2「此謂父在而母也。當在練則弔上，爛脫在此」に従¹³て移す。
- 雜記上注41-1b10「斬衰齊衰之喪，練皆受以大功之喪，此禮之功衰」、雜記下注42-12b4「功衰既練之服也」参照。
- 鄭注12b5「父在而母功衰可以弔入者，以父在故，輕於弔母」に依る。
- 以下¹⁴の「禮記」¹⁵によれば、『禮記』の祭文が大夫以上の礼を題としこの場合を除き、士の場合を例として議論を進めていく。
- 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 609 610 611 612 613 614 615 616 617 617 618 619 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 709 710 711 712 713 714 715 716 717 717 718 719 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 809 810 811 812 813 814 815 816 817 817 818 819 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 898 899 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 909 910 911 912 913 914 915 916 917 917 918 919 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1017 1018 1019 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1089 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1096 1097 1097 1098 1099 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1117 1118 1119 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1189 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1196 1197 1197 1198 1199 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1217 1218 1219 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1289 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1296 1297 1297 1298 1299 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1317 1318 1319 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1389 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1396 1397 1397 1398 1399 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1417 1418 1419 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1489 1489 1490 1491 1492 1493 1494 1495 1496 1497 1497 1498 1499 1499 1500 1501 1502 1503 1504 1505 1506 1507 1508 1509 1509 1510 1511 1512 1513 1514 1515 1516 1517 1517 1518 1519 1519 1520 1521 1522 1523 1524 1525 1526 1527 1528 1529 1529 1530 1531 1532 1533 1534 1535 1536 1537 1538 1539 1539 1540 1541 1542 1543 1544 1545 1546 1547 1548 1549 1549 1550 1551 1552 1553 1554 1555 1556 1557 1558 1559 1559 1560 1561 1562 1563 1564 1565 1566 1567 1568 1569 1569 1570 1571 1572 1573 1574 1575 1576 1577 1578 1579 1579 1580 1581 1582 1583 1584 1585 1586 1587 1588 1589 1589 1590 1591 1592 1593 1594 1595 1596 1597 1597 1598 1599 1599 1600 1601 1602 1603 1604 1605 1606 1607 1608 1609 1609 1610 1611 1612 1613 1614 1615 1616 1617 1617 1618 1619 1619 1620 1621 1622 1623 1624 1625 1626 1627 1628 1629 1629 1630 1631 1632 1633 1634 1635 1636 1637 1638 1639 1639 1640 1641 1642 1643 1644 1645 1646 1647 1648 1649 1649 1650 1651 1652 1653 1654 1655 1656 1657 1658 1659 1659 1660 1661 1662 1663 1664 1665 1666 1667 1668 1669 1669 1670 1671 1672 1673 1674 1675 1676 1677 1678 1679 1679 1680 1681 1682 1683 1684 1685 1686 1687 1688 1689 1689 1690 1691 1692 1693 1694 1695 1696 1697 1697 1698 1699 1699 1700 1701 1702 1703 1704 1705 1706 1707 1708 1709 1709 1710 1711 1712 1713 1714 1715 1716 1717 1717 1718 1719 1719 1720 1721 1722 1723 1724 1725 1726 1727 1728 1729 1729 1730 1731 1732 1733 1734 1735 1736 1737 1738 1739 1739 1740 1741 1742 1743 1744 1745 1746 1747 1748 1749 1749 1750 1751 1752 1753 1754 1755 1756 1757 1758 1759 1759 1760 1761 1762 1763 1764 1765 1766 1767 1768 1769 1769 1770 1771 1772 1773 1774 1775 1776 1777 1778 1779 1779 1780 1781 1782 1783 1784 1785 1786 1787 1788 1789 1789 1790 1791 1792 1793 1794 1795 1796 1797 1797 1798 1799 1799 1800 1801 1802 1803 1804 1805 1806 1807 1808 1809 1809 1810 1811 1812 1813 1814 1815 1816 1817 1817 1818 1819 1819 1820 1821 1822 1823 1824 1825 1826 1827 1828 1829 1829 1830 1831 1832 1833 1834 1835 1836 1837 1838 1839 1839 1840 1841 1842 1843 1844 1845 1846 1847 1848 1849 1849 1850 1851 1852 1853 1854 1855 1856 1857 1858 1859 1859 1860 1861 1862 1863 1864 1865 1866 1867 1868 1869 1869 1870 1871 1872 1873 1874 1875 1876 1877 1878 1879 1879 1880 1881 1882 1883 1884 1885 1886 1887 1888 1889 1889 1890 1891 1892 1893 1894 1895 1896 1897 1897 1898 1899 1899 1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1917 1918 1919 1919 1920 1921 1922 1923 1924 1925 1926 1927 1928 1929 1929 1930 1931 1932 1933 1934 1935 1936 1937 1938 1939 1939 1940 1941 1942 1943 1944 1945 1946 1947 1948 1949 1949 1950 1951 1952 1953 1954 1955 1956 1957 1958 1959 1959 1960 1961 1962 1963 1964 1965 1966 1967 1968 1969 1969 1970 1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1997 1998 1999 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2017 2018 2019 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2097 2098 2099 2099 2100 2101 2102 2103 2104 2105 2106 2107 2108 2109 2109 2110 2111 2112 2113 2114 2115 2116 2117 2117 2118 2119 2119 2120 2121 2122 2123 2124 2125 2126 2127 2128 2129 2129 2130 2131 2132 2133 2134 2135 2136 2137 2138 2139 2139 2140 2141 2142 2143 2144 2145 2146 2147 2148 2149 2149 2150 2151 2152 2153 2154 2155 2156 2157 2158 2159 2159 2160 2161 2162 2163 2164 2165 2166 2167 2168 2169 2169 2170 2171 2172 2173 2174 2175 2176 2177 2178 2179 2179 2180 2181 2182 2183 2184 2185 2186 2187 2188 2189 2189 2190 2191 2192 2193 2194 2195 2196 2197 2197 2198 2199 2199 2200 2201 2202 2203 2204 2205 2206 2207 2208 2209 2209 2210 2211 2212 2213 2214 2215 2216 2217 2217 2218 2219 2219 2220 2221 2222 2223 2224 2225 2226 2227 2228 2229 2229 2230 2231 2232 2233 2234 2235 2236 2237 2238 2239 2239 2240 2241 2242 2243 2244 2245 2246 2247 2248 2249 2249 2250 2251 2252 2253 2254 2255 2256 2257 2258 2259 2259 2260 2261 2262 2263 2264 2265 2266 2267 2268 2269 2269 2270 2271 2272 2273 2274 2275 2276 2277 2278 2279 2279 2280 2281 2282 2283 2284 2285 2286 2287 2288 2289 2289 2290 2291 2292 2293 2294 2295 2296 2297 2297 2298 2299 2299 2300 2301 2302 2303 2304 2305 2306 2307 2308 2309 2309 2310 2311 2312 2313 2314 2315 2316 2317 2317 2318 2319 2319 2320 2321 2322 2323 2324 2325 2326 2327 2328 2329 2329 2330 2331 2332 2333 2334 2335 2336 2337 2338 2339 2339 2340 2341 2342 2343 2344 2345 2346 2347 2348 2349 2349 2350 2351 2352 2353 2354 2355 2356 2357 2358 2359 2359 2360 2361 2362 2363 2364 2365 2366 2367 2368 2369 2369 2370 2371 2372 2373 2374 2375 2376 2377 2378 2379 2379 2380 2381 2382 2

親族の喪が重複した場合について（末永）

「¹⁸」先葬者に対する喪口から初虞¹⁹は最短でも五日を要する²⁰。この間に既夕²¹と除服²²を行つて、既夕²³を解つておいたが、既夕²⁴は既夕²⁵を隔てて行なうにあたつては「²⁶」と「²⁷」²⁸を用ひて²⁹を考へれば、あるこせいの句は、先葬者の葬儀で奠を齋³⁰されなかつた³¹ことを殯に詠びる意味で、「³²」³³は先葬者の葬儀に引³⁴を続いて後葬者の陪殯を行つて³⁵を意味し、この場合は口の剛柔を問わず先葬者の初虞も後葬者の初虞に引き続いて行われると都³⁶られていたのかも知れない。そのであれば、先葬者の初虞は葬口から一日を隔てて行われる³⁷となる。

¹⁸ 鄭注^{1a5}「除服、謂祥祭之服也」参照。

¹⁹ 鄭注^{1b1}「顯、草³⁸、無薦³⁹之鄉、去麻制用顯」参照。

²⁰ 前の一⁴⁰が、前器の「父⁴¹」、「諸父⁴²」、「昆弟⁴³」の除喪の服⁴⁴について問題にして⁴⁵、「⁴⁶」⁴⁷、「⁴⁸」⁴⁹、「⁵⁰」⁵¹、「⁵²」⁵³、「⁵⁴」⁵⁵、「⁵⁶」⁵⁷、「⁵⁸」⁵⁹、「⁶⁰」⁶¹、「⁶²」⁶³、「⁶⁴」⁶⁵、「⁶⁶」⁶⁷、「⁶⁸」⁶⁹、「⁷⁰」⁷¹、「⁷²」⁷³、「⁷⁴」⁷⁵、「⁷⁶」⁷⁷、「⁷⁸」⁷⁹、「⁸⁰」⁸¹、「⁸²」⁸³、「⁸⁴」⁸⁵、「⁸⁶」⁸⁷、「⁸⁸」⁸⁹、「⁹⁰」⁹¹、「⁹²」⁹³、「⁹⁴」⁹⁵、「⁹⁶」⁹⁷、「⁹⁸」⁹⁹、「¹⁰⁰」¹⁰¹、「¹⁰²」¹⁰³、「¹⁰⁴」¹⁰⁵、「¹⁰⁶」¹⁰⁷、「¹⁰⁸」¹⁰⁹、「¹⁰⁹」¹¹⁰、「¹¹⁰」¹¹¹、「¹¹¹」¹¹²、「¹¹²」¹¹³、「¹¹³」¹¹⁴、「¹¹⁴」¹¹⁵、「¹¹⁵」¹¹⁶、「¹¹⁶」¹¹⁷、「¹¹⁷」¹¹⁸、「¹¹⁸」¹¹⁹、「¹¹⁹」¹²⁰、「¹²⁰」¹²¹、「¹²¹」¹²²、「¹²²」¹²³、「¹²³」¹²⁴、「¹²⁴」¹²⁵、「¹²⁵」¹²⁶、「¹²⁶」¹²⁷、「¹²⁷」¹²⁸、「¹²⁸」¹²⁹、「¹²⁹」¹³⁰、「¹³⁰」¹³¹、「¹³¹」¹³²、「¹³²」¹³³、「¹³³」¹³⁴、「¹³⁴」¹³⁵、「¹³⁵」¹³⁶、「¹³⁶」¹³⁷、「¹³⁷」¹³⁸、「¹³⁸」¹³⁹、「¹³⁹」¹⁴⁰、「¹⁴⁰」¹⁴¹、「¹⁴¹」¹⁴²、「¹⁴²」¹⁴³、「¹⁴³」¹⁴⁴、「¹⁴⁴」¹⁴⁵、「¹⁴⁵」¹⁴⁶、「¹⁴⁶」¹⁴⁷、「¹⁴⁷」¹⁴⁸、「¹⁴⁸」¹⁴⁹、「¹⁴⁹」¹⁵⁰、「¹⁵⁰」¹⁵¹、「¹⁵¹」¹⁵²、「¹⁵²」¹⁵³、「¹⁵³」¹⁵⁴、「¹⁵⁴」¹⁵⁵、「¹⁵⁵」¹⁵⁶、「¹⁵⁶」¹⁵⁷、「¹⁵⁷」¹⁵⁸、「¹⁵⁸」¹⁵⁹、「¹⁵⁹」¹⁶⁰、「¹⁶⁰」¹⁶¹、「¹⁶¹」¹⁶²、「¹⁶²」¹⁶³、「¹⁶³」¹⁶⁴、「¹⁶⁴」¹⁶⁵、「¹⁶⁵」¹⁶⁶、「¹⁶⁶」¹⁶⁷、「¹⁶⁷」¹⁶⁸、「¹⁶⁸」¹⁶⁹、「¹⁶⁹」¹⁷⁰、「¹⁷⁰」¹⁷¹、「¹⁷¹」¹⁷²、「¹⁷²」¹⁷³、「¹⁷³」¹⁷⁴、「¹⁷⁴」¹⁷⁵、「¹⁷⁵」¹⁷⁶、「¹⁷⁶」¹⁷⁷、「¹⁷⁷」¹⁷⁸、「¹⁷⁸」¹⁷⁹、「¹⁷⁹」¹⁸⁰、「¹⁸⁰」¹⁸¹、「¹⁸¹」¹⁸²、「¹⁸²」¹⁸³、「¹⁸³」¹⁸⁴、「¹⁸⁴」¹⁸⁵、「¹⁸⁵」¹⁸⁶、「¹⁸⁶」¹⁸⁷、「¹⁸⁷」¹⁸⁸、「¹⁸⁸」¹⁸⁹、「¹⁸⁹」¹⁹⁰、「¹⁹⁰」¹⁹¹、「¹⁹¹」¹⁹²、「¹⁹²」¹⁹³、「¹⁹³」¹⁹⁴、「¹⁹⁴」¹⁹⁵、「¹⁹⁵」¹⁹⁶、「¹⁹⁶」¹⁹⁷、「¹⁹⁷」¹⁹⁸、「¹⁹⁸」¹⁹⁹、「¹⁹⁹」²⁰⁰、「²⁰⁰」²⁰¹、「²⁰¹」²⁰²、「²⁰²」²⁰³、「²⁰³」²⁰⁴、「²⁰⁴」²⁰⁵、「²⁰⁵」²⁰⁶、「²⁰⁶」²⁰⁷、「²⁰⁷」²⁰⁸、「²⁰⁸」²⁰⁹、「²⁰⁹」²¹⁰、「²¹⁰」²¹¹、「²¹¹」²¹²、「²¹²」²¹³、「²¹³」²¹⁴、「²¹⁴」²¹⁵、「²¹⁵」²¹⁶、「²¹⁶」²¹⁷、「²¹⁷」²¹⁸、「²¹⁸」²¹⁹、「²¹⁹」²²⁰、「²²⁰」²²¹、「²²¹」²²²、「²²²」²²³、「²²³」²²⁴、「²²⁴」²²⁵、「²²⁵」²²⁶、「²²⁶」²²⁷、「²²⁷」²²⁸、「²²⁸」²²⁹、「²²⁹」²³⁰、「²³⁰」²³¹、「²³¹」²³²、「²³²」²³³、「²³³」²³⁴、「²³⁴」²³⁵、「²³⁵」²³⁶、「²³⁶」²³⁷、「²³⁷」²³⁸、「²³⁸」²³⁹、「²³⁹」²⁴⁰、「²⁴⁰」²⁴¹、「²⁴¹」²⁴²、「²⁴²」²⁴³、「²⁴³」²⁴⁴、「²⁴⁴」²⁴⁵、「²⁴⁵」²⁴⁶、「²⁴⁶」²⁴⁷、「²⁴⁷」²⁴⁸、「²⁴⁸」²⁴⁹、「²⁴⁹」²⁵⁰、「²⁵⁰」²⁵¹、「²⁵¹」²⁵²、「²⁵²」²⁵³、「²⁵³」²⁵⁴、「²⁵⁴」²⁵⁵、「²⁵⁵」²⁵⁶、「²⁵⁶」²⁵⁷、「²⁵⁷」²⁵⁸、「²⁵⁸」²⁵⁹、「²⁵⁹」²⁶⁰、「²⁶⁰」²⁶¹、「²⁶¹」²⁶²、「²⁶²」²⁶³、「²⁶³」²⁶⁴、「²⁶⁴」²⁶⁵、「²⁶⁵」²⁶⁶、「²⁶⁶」²⁶⁷、「²⁶⁷」²⁶⁸、「²⁶⁸」²⁶⁹、「²⁶⁹」²⁷⁰、「²⁷⁰」²⁷¹、「²⁷¹」²⁷²、「²⁷²」²⁷³、「²⁷³」²⁷⁴、「²⁷⁴」²⁷⁵、「²⁷⁵」²⁷⁶、「²⁷⁶」²⁷⁷、「²⁷⁷」²⁷⁸、「²⁷⁸」²⁷⁹、「²⁷⁹」²⁸⁰、「²⁸⁰」²⁸¹、「²⁸¹」²⁸²、「²⁸²」²⁸³、「²⁸³」²⁸⁴、「²⁸⁴」²⁸⁵、「²⁸⁵」²⁸⁶、「²⁸⁶」²⁸⁷、「²⁸⁷」²⁸⁸、「²⁸⁸」²⁸⁹、「²⁸⁹」²⁹⁰、「²⁹⁰」²⁹¹、「²⁹¹」²⁹²、「²⁹²」²⁹³、「²⁹³」²⁹⁴、「²⁹⁴」²⁹⁵、「²⁹⁵」²⁹⁶、「²⁹⁶」²⁹⁷、「²⁹⁷」²⁹⁸、「²⁹⁸」²⁹⁹、「²⁹⁹」³⁰⁰、「³⁰⁰」³⁰¹、「³⁰¹」³⁰²、「³⁰²」³⁰³、「³⁰³」³⁰⁴、「³⁰⁴」³⁰⁵、「³⁰⁵」³⁰⁶、「³⁰⁶」³⁰⁷、「³⁰⁷」³⁰⁸、「³⁰⁸」³⁰⁹、「³⁰⁹」³¹⁰、「³¹⁰」³¹¹、「³¹¹」³¹²、「³¹²」³¹³、「³¹³」³¹⁴、「³¹⁴」³¹⁵、「³¹⁵」³¹⁶、「³¹⁶」³¹⁷、「³¹⁷」³¹⁸、「³¹⁸」³¹⁹、「³¹⁹」³²⁰、「³²⁰」³²¹、「³²¹」³²²、「³²²」³²³、「³²³」³²⁴、「³²⁴」³²⁵、「³²⁵」³²⁶、「³²⁶」³²⁷、「³²⁷」³²⁸、「³²⁸」³²⁹、「³²⁹」³³⁰、「³³⁰」³³¹、「³³¹」³³²、「³³²」³³³、「³³³」³³⁴、「³³⁴」³³⁵、「³³⁵」³³⁶、「³³⁶」³³⁷、「³³⁷」³³⁸、「³³⁸」³³⁹、「³³⁹」³⁴⁰、「³⁴⁰」³⁴¹、「³⁴¹」³⁴²、「³⁴²」³⁴³、「³⁴³」³⁴⁴、「³⁴⁴」³⁴⁵、「³⁴⁵」³⁴⁶、「³⁴⁶」³⁴⁷、「³⁴⁷」³⁴⁸、「³⁴⁸」³⁴⁹、「³⁴⁹」³⁵⁰、「³⁵⁰」³⁵¹、「³⁵¹」³⁵²、「³⁵²」³⁵³、「³⁵³」³⁵⁴、「³⁵⁴」³⁵⁵、「³⁵⁵」³⁵⁶、「³⁵⁶」³⁵⁷、「³⁵⁷」³⁵⁸、「³⁵⁸」³⁵⁹、「³⁵⁹」³⁶⁰、「³⁶⁰」³⁶¹、「³⁶¹」³⁶²、「³⁶²」³⁶³、「³⁶³」³⁶⁴、「³⁶⁴」³⁶⁵、「³⁶⁵」³⁶⁶、「³⁶⁶」³⁶⁷、「³⁶⁷」³⁶⁸、「³⁶⁸」³⁶⁹、「³⁶⁹」³⁷⁰、「³⁷⁰」³⁷¹、「³⁷¹」³⁷²、「³⁷²」³⁷³、「³⁷³」³⁷⁴、「³⁷⁴」³⁷⁵、「³⁷⁵」³⁷⁶、「³⁷⁶」³⁷⁷、「³⁷⁷」³⁷⁸、「³⁷⁸」³⁷⁹、「³⁷⁹」³⁸⁰、「³⁸⁰」³⁸¹、「³⁸¹」³⁸²、「³⁸²」³⁸³、「³⁸³」³⁸⁴、「³⁸⁴」³⁸⁵、「³⁸⁵」³⁸⁶、「³⁸⁶」³⁸⁷、「³⁸⁷」³⁸⁸、「³⁸⁸」³⁸⁹、「³⁸⁹」³⁹⁰、「³⁹⁰」³⁹¹、「³⁹¹」³⁹²、「³⁹²」³⁹³、「³⁹³」³⁹⁴、「³⁹⁴」³⁹⁵、「³⁹⁵」³⁹⁶、「³⁹⁶」³⁹⁷、「³⁹⁷」³⁹⁸、「³⁹⁸」³⁹⁹、「³⁹⁹」⁴⁰⁰、「⁴⁰⁰」⁴⁰¹、「⁴⁰¹」⁴⁰²、「⁴⁰²」⁴⁰³、「⁴⁰³」⁴⁰⁴、「⁴⁰⁴」⁴⁰⁵、「⁴⁰⁵」⁴⁰⁶、「⁴⁰⁶」⁴⁰⁷、「⁴⁰⁷」⁴⁰⁸、「⁴⁰⁸」⁴⁰⁹、「⁴⁰⁹」⁴¹⁰、「⁴¹⁰」⁴¹¹、「⁴¹¹」⁴¹²、「⁴¹²」⁴¹³、「⁴¹³」⁴¹⁴、「⁴¹⁴」⁴¹⁵、「⁴¹⁵」⁴¹⁶、「⁴¹⁶」⁴¹⁷、「⁴¹⁷」⁴¹⁸、「⁴¹⁸」⁴¹⁹、「⁴¹⁹」⁴²⁰、「⁴²⁰」⁴²¹、「⁴²¹」⁴²²、「⁴²²」⁴²³、「⁴²³」⁴²⁴、「⁴²⁴」⁴²⁵、「⁴²⁵」⁴²⁶、「⁴²⁶」⁴²⁷、「⁴²⁷」⁴²⁸、「⁴²⁸」⁴²⁹、「⁴²⁹」⁴³⁰、「⁴³⁰」⁴³¹、「⁴³¹」⁴³²、「⁴³²」⁴³³、「⁴³³」⁴³⁴、「⁴³⁴」⁴³⁵、「⁴³⁵」⁴³⁶、「⁴³⁶」⁴³⁷、「⁴³⁷」⁴³⁸、「⁴³⁸」⁴³⁹、「⁴³⁹」⁴⁴⁰、「⁴⁴⁰」⁴⁴¹、「⁴⁴¹」⁴⁴²、「⁴⁴²」⁴⁴³、「⁴⁴³」⁴⁴⁴、「⁴⁴⁴」⁴⁴⁵、「⁴⁴⁵」⁴⁴⁶、「⁴⁴⁶」⁴⁴⁷、「⁴⁴⁷」⁴⁴⁸、「⁴⁴⁸」⁴⁴⁹、「⁴⁴⁹」⁴⁵⁰、「⁴⁵⁰」⁴⁵¹、「⁴⁵¹」⁴⁵²、「⁴⁵²」⁴⁵³、「⁴⁵³」⁴⁵⁴、「⁴⁵⁴」⁴⁵⁵、「⁴⁵⁵」⁴⁵⁶、「⁴⁵⁶」⁴⁵⁷、「⁴⁵⁷」⁴⁵⁸、「⁴⁵⁸」⁴⁵⁹、「⁴⁵⁹」⁴⁶⁰、「⁴⁶⁰」⁴⁶¹、「⁴⁶¹」⁴⁶²、「⁴⁶²」⁴⁶³、「⁴⁶³」⁴⁶⁴、「⁴⁶⁴」⁴⁶⁵、「⁴⁶⁵」⁴⁶⁶、「⁴⁶⁶」⁴⁶⁷、「⁴⁶⁷」⁴⁶⁸、「⁴⁶⁸」⁴⁶⁹、「⁴⁶⁹」⁴⁷⁰、「⁴⁷⁰」⁴⁷¹、「⁴⁷¹」⁴⁷²、「⁴⁷²」⁴⁷³、「⁴⁷³」⁴⁷⁴、「⁴⁷⁴」⁴⁷⁵、「⁴⁷⁵」⁴⁷⁶、「⁴⁷⁶」⁴⁷⁷、「⁴⁷⁷」⁴⁷⁸、「⁴⁷⁸」⁴⁷⁹、「⁴⁷⁹」⁴⁸⁰、「⁴⁸⁰」⁴⁸¹、「⁴⁸¹」⁴⁸²、「⁴⁸²」⁴⁸³、「⁴⁸³」⁴⁸⁴、「⁴⁸⁴」⁴⁸⁵、「⁴⁸⁵」⁴⁸⁶、「⁴⁸⁶」⁴⁸⁷、「⁴⁸⁷」⁴⁸⁸、「⁴⁸⁸」⁴⁸⁹、「⁴⁸⁹」⁴⁹⁰、「⁴⁹⁰」⁴⁹¹、「⁴⁹¹」⁴⁹²、「⁴⁹²」⁴⁹³、「⁴⁹³」⁴⁹⁴、「⁴⁹⁴」⁴⁹⁵、「⁴⁹⁵」⁴⁹⁶、「⁴⁹⁶」⁴⁹⁷、「⁴⁹⁷」⁴⁹⁸、「⁴⁹⁸」⁴⁹⁹、「⁴⁹⁹」⁵⁰⁰、「⁵⁰⁰」⁵⁰¹、「⁵⁰¹」⁵⁰²、「⁵⁰²」⁵⁰³、「⁵⁰³」⁵⁰⁴、「⁵⁰⁴」⁵⁰⁵、「⁵⁰⁵」⁵⁰⁶、「⁵⁰⁶」⁵⁰⁷、「⁵⁰⁷」⁵⁰⁸、「⁵⁰⁸」⁵⁰⁹、「⁵⁰⁹」⁵¹⁰、「⁵¹⁰」⁵¹¹、「⁵¹¹」⁵¹²、「⁵¹²」⁵¹³、「⁵¹³」⁵¹⁴、「⁵¹⁴」⁵¹⁵、「⁵¹⁵」⁵¹⁶、「⁵¹⁶」⁵¹⁷、「⁵¹⁷」⁵¹⁸、「⁵¹⁸」⁵¹⁹、「⁵¹⁹」⁵²⁰、「⁵²⁰」⁵²¹、「⁵²¹」⁵²²、「⁵²²」⁵²³、「⁵²³」⁵²⁴、「⁵²⁴」⁵²⁵、「⁵²⁵」⁵²⁶、「⁵²⁶」⁵²⁷、「⁵²⁷」⁵²⁸、「⁵²⁸」⁵²⁹、「⁵²⁹」⁵³⁰、「⁵³⁰」⁵³¹、「⁵³¹」⁵³²、「⁵³²」⁵³³、「⁵³³」⁵³⁴、「⁵³⁴」⁵³⁵、「⁵³⁵」⁵³⁶、「⁵³⁶」⁵³⁷、「⁵³⁷」⁵³⁸、「⁵³⁸」⁵³⁹、「⁵³⁹」⁵⁴⁰、「⁵⁴⁰」⁵⁴¹、「⁵⁴¹」⁵⁴²、「⁵⁴²」⁵⁴³、「⁵⁴³」⁵⁴⁴、「⁵⁴⁴」⁵⁴⁵、「⁵⁴⁵」⁵⁴⁶、「⁵⁴⁶」⁵⁴⁷、「⁵⁴⁷」⁵⁴⁸、「⁵⁴⁸」⁵⁴⁹、「⁵⁴⁹」⁵⁵⁰、「⁵⁵⁰」⁵⁵¹、「⁵⁵¹」⁵⁵²、「⁵⁵²」⁵⁵³、「⁵⁵³」⁵⁵⁴、「⁵⁵⁴」⁵⁵⁵、「⁵⁵⁵」⁵⁵⁶、「⁵⁵⁶」⁵⁵⁷、「⁵⁵⁷」⁵⁵⁸、「⁵⁵⁸」⁵⁵⁹、「⁵⁵⁹」⁵⁶⁰、「⁵⁶⁰」⁵⁶¹、「⁵⁶¹」⁵⁶²、「⁵⁶²」⁵⁶³、「⁵⁶³」⁵⁶⁴、「⁵⁶⁴」⁵⁶⁵、「⁵⁶⁵」⁵⁶⁶、「⁵⁶⁶」⁵⁶⁷、「⁵⁶⁷」⁵⁶⁸、「⁵⁶⁸」⁵⁶⁹、「⁵⁶⁹」⁵⁷⁰、「⁵⁷⁰」⁵⁷¹、「⁵⁷¹」⁵⁷²、「⁵⁷²」⁵⁷³、「⁵⁷³」⁵⁷⁴、「⁵⁷⁴」⁵⁷⁵、「⁵⁷⁵」⁵⁷⁶、「⁵⁷⁶」⁵⁷⁷、「⁵⁷⁷」⁵⁷⁸、「⁵⁷⁸」⁵⁷⁹、「⁵⁷⁹」⁵⁸⁰、「⁵⁸⁰」⁵⁸¹、「⁵⁸¹」⁵⁸²、「⁵⁸²」⁵⁸³、「⁵⁸³」⁵⁸⁴、「⁵⁸⁴」⁵⁸⁵、「⁵⁸⁵」⁵⁸⁶、「⁵⁸⁶」⁵⁸⁷、「⁵⁸⁷」⁵⁸⁸、「⁵⁸⁸」⁵⁸⁹、「⁵⁸⁹」⁵⁹⁰、「⁵⁹⁰」⁵⁹¹、「⁵⁹¹」⁵⁹²、「⁵⁹²」⁵⁹³、「⁵⁹³」⁵⁹⁴、「⁵⁹⁴」⁵⁹⁵、「⁵⁹⁵」⁵⁹⁶、「⁵⁹⁶」⁵⁹⁷、「⁵⁹⁷」⁵⁹⁸、「⁵⁹⁸」⁵⁹⁹、「⁵⁹⁹」⁶⁰⁰、「⁶⁰⁰」⁶⁰¹、「⁶⁰¹」⁶⁰²、「⁶⁰²」⁶⁰³、「⁶⁰³」⁶⁰⁴、「⁶⁰⁴」⁶⁰⁵、「⁶⁰⁵」⁶⁰⁶、「⁶⁰⁶」⁶⁰⁷、「⁶⁰⁷」⁶⁰⁸、「⁶⁰⁸」⁶⁰⁹、「⁶⁰⁹」⁶¹⁰、「⁶¹⁰」⁶¹¹、「⁶¹¹」⁶¹²、「⁶¹²」⁶¹³、「⁶¹³」⁶¹⁴、「⁶¹⁴」⁶¹⁵、「⁶¹⁵」⁶¹⁶、「⁶¹⁶」⁶¹⁷、「⁶¹⁷」⁶¹⁸、「⁶¹⁸」⁶¹⁹、「⁶¹⁹」⁶²⁰、「⁶²⁰」⁶²¹、「⁶²¹」⁶²²、「⁶²²」⁶²³、「⁶²³」⁶²⁴、「⁶²⁴」⁶²⁵、「⁶²⁵」⁶²⁶、「⁶²⁶」⁶²⁷、「⁶²⁷」⁶²⁸、「⁶²⁸」⁶²⁹、「⁶²⁹」⁶³⁰、「⁶³⁰」⁶³¹、「⁶³¹」⁶³²、「⁶³²」⁶³³、「⁶³³」⁶³⁴、「⁶³⁴」⁶³⁵、「⁶³⁵」⁶³⁶、「⁶³⁶」⁶³⁷、「⁶³⁷」⁶³⁸、「⁶³⁸」⁶³⁹、「⁶³⁹」⁶⁴⁰、「⁶⁴⁰」⁶⁴¹、「⁶⁴¹」⁶⁴²、「⁶⁴²」⁶⁴³、「⁶⁴³」⁶⁴⁴、「⁶⁴⁴」⁶⁴⁵、「⁶⁴⁵」⁶⁴⁶、「⁶⁴⁶」⁶⁴⁷、「⁶⁴⁷」⁶⁴⁸、「⁶⁴⁸」⁶⁴⁹、「⁶⁴⁹」⁶⁵⁰、「⁶⁵⁰」⁶⁵¹、「⁶⁵¹」⁶⁵²、「⁶⁵²」⁶⁵³、「⁶⁵³」⁶⁵⁴、「⁶⁵⁴」⁶⁵⁵、「⁶⁵⁵」⁶⁵⁶、「⁶⁵⁶」⁶⁵⁷、「⁶⁵⁷」⁶⁵⁸、「⁶⁵⁸」⁶⁵⁹、「⁶⁵⁹」⁶⁶⁰、「⁶⁶⁰」⁶⁶¹、「⁶⁶¹」<

これが正しいか否かはわからないが、間伝篇の作者による記文の理解を示したものとしてはこれが正しいと思つ。

³¹ ここでの「包」は下文の「兼」と実質的に同じ意味であるが、「特」と対になるものとして「兼」とは別の語を用いたのである。

³²

この句の解釈については、孫希旦『礼記集解』の「兼服之者、謂兼輕重服之經帶而服之也。服重者、謂爲重喪服其重者、謂男子首絰、婦人要帶也。易輕者、謂以輕服易其輕者、謂男子要帶、婦人首絰也」が最も簡にして要を得たものと思う。

(付記) 本研究はJSPS科研費20K00053による成果の一
部である。

親族の喪が重複した場合について（末永）

On the Case of the Overlapping Mourning of Relatives

The Book of Rites (Lǐjì)

The Book of Rites

Rites

Biānchúlǐ

Jiānzhuàn

Biānchúlǐ

The Book of Rites

Fúwèn). This suggests that this volume does not reflect the final form of the discussion of overlapping mourning in *The Book of Rites*